

津幡町選挙管理委員会告示第4号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙につき、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の、郵便等をもって発送する日を令和8年1月25日からと定めた。

令和8年1月25日

津幡町選挙管理委員会